身体障害者診断書・意見書（ 呼吸器機能障害 用）

総括表

氏　名	明治・大正・昭和・平成 年　　月　　日生（　　歳）	男・女
住　所　　札幌市　　区		
①　障害名（部位を明記）		
②　原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 疾病、先天性、その他（　　）	
③　疾病・外傷発生年月日　　年　　月　　日・場所		
④　参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。） 障害固定又は障害確定（推定）　平成　　年　　月　　日		
⑤　総合所見 〔将来再認定　　要・不要〕 〔再認定の時期　　年　　月〕		
⑥　その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年　　月　　日 病院又は診療所の名称 所　　在　　地 診 療 担 当 科 名　　科　　指定医師氏名　　印		
身体障害者福祉法第１５条第３項の意見　〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障がいの程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる基準に ・該当する（　　級相当） ・該当しない		

注意　1　障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。

2　歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。

3　診断書・意見書の記載欄は全てご記入ください。なお、記載漏れなどの書類上の不備や不整合な点がある場合には、区役所等から問い合わせる場合があります。また、必要に応じて、関係する検査データを提出していただく場合もあります。

4　障害区分や等級決定のため、札幌市社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分について問い合わせする場合があります。

5　四肢体幹に器質的異常がなく、他覚的に平衡機能障害が認められる中枢性平衡失調については、肢体不自由の四肢体幹機能障害ではなく平衡機能障害による認定になりますので、平衡機能障害用の診断書・意見書をご使用ください。
また、平衡機能障害と肢体不自由との重複認定はできません。

呼吸器の機能障害の状況及び所見

（該当するものを○でかこむこと）

1　身体計測

身長　　ｃｍ　　体重　　ｋｇ

2　活動能力の程度

ア　激しい運動をした時だけ息切れがある。
イ　平坦な道を早足で歩く、あるいや緩やかな上り坂を歩くときに息切れがある。
ウ　息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
エ　平坦な道を約 100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
オ　息切れがひどく家から出られない。あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3　胸部エックス線写真所見（平成　　年　　月　　日）

ア　胸　膜　癒　着（無・軽度・中等度・高度）　　エ　不　透　明　肺（無・軽度・中等度・高度）
イ　気　　腫　　化（無・軽度・中等度・高度）　　オ　胸　郭　変　形（無・軽度・中等度・高度）
ウ　線　　維　　化（無・軽度・中等度・高度）　　カ　心・縦隔の変形（無・軽度・中等度・高度）

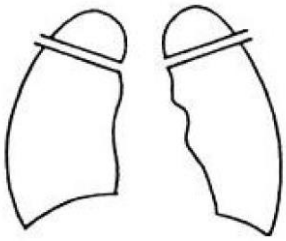

4　換気機能（　　年　　月　　日）

ア　予測肺活量　　␣・␣␣Ｌ　　（実測肺活量　　␣・␣␣Ｌ）
イ　１　秒　量　　␣・␣␣Ｌ　　（実測努力肺活量　　␣・␣␣Ｌ）
ウ　予測肺活量１秒率　　␣␣・␣％（＝イ／ア×100）
　（アについては、下記の予測式を使用して算出すること。）
＊　フローボリューム曲線等の換気機能に係る検査データを添付することが望ましい。

肺活量予測式（Ｌ）
　男性　0.045×身長(cm)－0.023×年齢(歳)－2.258
　女性　0.032×身長(cm)－0.018×年齢(歳)－1.178
　（予測式の適応年齢は男性 18-91 歳、女性 18-95 歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。）

5　動脈血ガス（　　年　　月　　日）

ア　O_2 分圧：＿＿＿・＿Torr　（室内空気での実測値）
イ　CO_2分圧：＿＿＿・＿Torr
ウ　ｐＨ　　：＿・＿＿
エ　採血より分析までに時間を要した場合＿＿時間＿＿分
オ　耳朶血を用いた場合：〔　　〕
　（注）動脈血の採血及び分析は、安静恒常状態に次に掲げる条件下で行うこと。
　　・採血時の体位は背臥位であること。
　　・採血時の吸入ガスは室内気呼吸中のものであること。
　　なお、O_2分圧については、本人の状況により酸素吸入中の数値しか得られない場合、吸入気の酸素濃度及び酸素投与の方法を記入すること。この場合、障害区分や等級決定にあたり、改めてお問い合わせをする場合があります。
　　・採血後、分析を５～１０分以内に速やかに行うこと。

6　その他の臨床所見・検査所見